

第 45 回全国豊かな海づくり大会大阪府実行委員会会則 新旧対照表（案）

改 正 案	現 行
第 1 章－第 3 章 （略） 第 4 章 幹事会 （幹事会） 第 10 条 1－3 （略） 4 副幹事長は、大阪府漁業協同組合連合会専務理事、岸和田市<u>環境農林水産部長</u>及び泉佐野市生活産業部長をもって充てる。 5－9 （略） 11－13 （略） 第 5 章－第 8 章 （略） 附則 この会則は、令和 6 年 10 月 28 日から施行する。 附則 この会則は、令和 7 年 5 月 30 日から施行する。 <u>附則</u> <u>この会則は、令和 7 年 8 月 7 日から施行する。</u>	第 1 章－第 3 章 （略） 第 4 章 幹事会 （幹事会） 第 10 条 1－3 （略） 4 副幹事長は、大阪府漁業協同組合連合会専務理事、岸和田市<u>魅力創造部長</u>及び泉佐野市生活産業部長をもって充てる。 5－9 （略） 11－13 （略） 第 5 章－第 8 章 （略） 附則 この会則は、令和 6 年 10 月 28 日から施行する。 附則 この会則は、令和 7 年 5 月 30 日から施行する。

改 正 案					現 行				
別表					別表				
	区分	組織名	役職	備考		区分	組織名	役職	備考
01-47	(略)	(略)	(略)	(略)	01-47	(略)	(略)	(略)	(略)
48	(略)	(株)産業経済新聞社	<u>常務執行役員</u> <u>大阪代表</u>	(略)	48	(略)	(株)産業経済新聞社	<u>取締役</u> <u>大阪代表</u>	(略)
49-59	(略)	(略)	(略)	(略)	49-59	(略)	(略)	(略)	(略)